

## 資料 C

### 2. 技術者の要件

- ① 平成18年1月1日現在で、統括責任者、主任技師、主任技術員、技術員、技能員、普通作業員を60名以上雇用していること。

総括調書に人数を記入してください。

技術者の定義は、別紙、技術者区分表のとおり。

当該業務に関わる配置者数は24名程度を予定しています。

### ② 必要とする配置技術者の区分と人数

技術者の区分	人数	提出書類
(1) 統括責任者 原則として、申請書の提出後又は契約締結後、当該技術者の変更は認めません。	1名以上	技術者調書…配置予定者1名につき1部 (添付書類) 保有する資格の証明となる証書等の写し 雇用を証明するもの。社会保険証の写し
(2) 主任技師 原則として、申請書の提出後又は契約締結後、当該技術者の変更は認めません。	1名以上	技術者調書…配置予定者1名につき1部 (添付書類) 保有する資格の証明となる証書等の写し 雇用を証明するもの。社会保険証の写し

配置技術者の定義は、別紙、技術者区分表①、②のとおり。

### ③ 必要とする有資格者の区分と人数

有資格者の区分	人数	提出書類
(1) 技術者区分表の③に該当する者	2名以上	有資格者調書 有資格者名簿
(2) 電気主任技術者(第3種以上)免許の交付を受けた者	1名以上	
(3) 第2種酸素欠乏危険作業主任者技能講習を修了した者	2名以上	
(4) 危険物取扱者免許状の交付を受けた者(甲種または乙種第4類)	2名以上	
(5) 第1種電気工事士免許状の交付を受けた者	1名以上	
(6) 設備内容に応じた床上操作式クレーン運転講習を修了した者	2名以上	
(7) 玉掛け技能講習を修了した者	2名以上	
(8) 電気溶接技能講習を修了した者	1名以上	
(9) ガス溶接技能講習を修了した者	1名以上	
(10) 2級ボイラー技士免許状の交付を受けた者	1名以上	
(11) 足場組み立て技能講習を修了した者	2名以上	
(12) 甲種防火管理講習を修了した者	2名以上	
(13) エネルギー管理員の講習を修了した者	2名以上	
(14) 学校教育法による大学の化学科若しくはこれに相当する課程において分析に関する学科目を収めて卒業した者	3名以上	
(15) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校において化学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、6ヵ月以上の水質分析に関する技術上の実務に従事した経験を有する者		
(16) 学校教育法による高等学校において化学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上の水質分析に関する技術上の実務に従事した経験を有する者		

(17) 専門学校において化学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上の水質分析に関する技術上の実務に従事した経験を有する者		
--	--	--

配置予定の有資格者については、1名の有資格者が上記の資格を重複して有する場合、重複を認めます。

#### 技術者区分表

① 統括責任者	<p>下水道法施行令第15条の3の規定による資格を有し、下記のいずれかに該当する者。ただし、下水道管理技術認定試験（処理施設）、又は下水道技術検定第3種に合格していること</p> <p>(イ) 大学で所定の専門課程を修了し、卒業後18年以上の業務経験を有する者。かつ、8年以上処理場、ポンプ場の運転管理について実務経験を有する者</p> <p>(ロ) 高専及び短大で所定の専門課程を修了し、卒業後20年以上の業務経験を有する者。かつ、8年以上処理場、ポンプ場の運転管理について実務経験を有する者</p> <p>(ハ) 高校で所定の専門課程を修了し、卒業後22年以上の業務経験を有する者。かつ、8年以上処理場、ポンプ場の運転管理について実務経験を有する者</p>
② 主任技師	<p>下水道法施行令第15条の3の規定による資格を有し、下記のいずれかに該当する者。ただし、下水道管理技術認定試験（処理施設）、又は下水道技術検定第3種に合格していること</p> <p>(イ) 大学で所定の専門課程を修了し、卒業後8年以上の業務経験を有する者。かつ、6年以上処理場、ポンプ場の運転管理について実務経験を有する者</p> <p>(ロ) 高専及び短大で所定の専門課程を修了し、卒業後10年以上の業務経験を有する者。かつ、6年以上処理場、ポンプ場の運転管理について実務経験を有する者</p> <p>(ハ) 高校で所定の専門課程を修了し、卒業後12年以上の業務経験を有する者。かつ、6年以上処理場、ポンプ場の運転管理について実務経験を有する者</p>
③ 主任技術員	<p>下水道法施行令第15条の3の規定による資格を有し、下記のいずれかに該当する者。ただし、下水道管理技術認定試験（処理施設）、又は下水道技術検定第3種に合格していること</p> <p>(イ) 大学で所定の専門課程を修了し、卒業後5年以上の業務経験を有する者。かつ、5年以上処理場、ポンプ場の運転管理について実務経験を有する者</p> <p>(ロ) 高専及び短大で所定の専門課程を修了し、卒業後7年以上の業務経験を有する者。かつ、5年以上処理場、ポンプ場の運転管理について実務経験を有する者</p> <p>(ハ) 高校で所定の専門課程を修了し、卒業後9年以上の業務経験を有する者。かつ、5年以上処理場、ポンプ場の運転管理について実務経験を有する者</p>
④ 技術員	<p>下水道施設の運転操作、点検整備及び軽微な補修造作を行える者で、下記のいずれかに該当する者</p> <p>(イ) 大学で所定の専門課程を修了し、下水道関連施設の実務経験を1年以上有する者</p> <p>(ロ) 高専及び短大で所定の専門課程を修了し、下水道関連施設の実務経験を2年以上有する者</p> <p>(ハ) 高校で所定の専門課程を修了し、下水道関連施設の実務経験を3年以上有する者。</p> <p>(ニ) 下水道関連施設の実務経験を5年以上有する者</p> <p>(ホ) 下水道法施行令第15条の3の規定による資格を有する者</p>
⑤ 技能員	<p>技術員の指示により、施設の運転操作、点検整備及び軽微な補修造作等の補助を行える者で、下水道関連施設の実務経験を1年以上有する者</p>
⑥ 普通作業員	<p>場内及び各施設の清掃、軽易な保守点検作業の補助等を行う要員で、普通作業員の技能を有する者</p>